

東村山市嘱託職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市嘱託職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市嘱託職員退職手当支給条例（平成19年東村山市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山市嘱託職員の退職手当の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

東村山市嘱託職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市嘱託職員退職手当支給条例（平成19年東村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「100分の45」を「100分の41」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の70」を「100分の63」に改め、同項第4号中「100分の90」を「100分の81」に改め、同項第5号中「100分の110」を「100分の99」に改め、同項第6号中「100分の115」を「100分の104」に改め、同項第7号中「100分の120」を「100分の108」に改め、同条第2項中「15.9」を「14.35」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東村山市嘱託職員退職手当支給条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(退職手当の額)

第6条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 3年以上4年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の41
- (2) 5年以上6年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の50
- (3) 7年以上9年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の63
- (4) 10年以上12年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の81
- (5) 13年以上15年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の99
- (6) 16年以上19年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の104
- (7) 20年以上の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の108

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における報酬月額に $\frac{14.35}{100}$ を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該報酬月額に $\frac{14.35}{100}$ を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

旧 条 例

(退職手当の額)

第6条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 3年以上4年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の45
- (2) 5年以上6年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の55
- (3) 7年以上9年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の70
- (4) 10年以上12年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の90
- (5) 13年以上15年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の110
- (6) 16年以上19年以下の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の115
- (7) 20年以上の期間については、1年につき $\frac{100}{100}$ 分の120

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における報酬月額に $\frac{15.9}{100}$ を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該報酬月額に $\frac{15.9}{100}$ を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。